**◎軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る申請書についての記入方法及び確認事項**

１．福祉用具貸与品目

該当するものにチェック☑をして下さい。

要支援１、要支援２及び要介護１（以下「軽度者」という。）の方は、状態像からみて「１．福祉用具貸与品目」に記載されている福祉用具の使用が想定しにくいため、原則として介護報酬は算定できませんが、厚生労働省の定める状態像のイ（フローチャートを参照）に該当する方については例外的に福祉用具貸与（以下「福祉用具貸与」）の給付が認められています。また、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）については、軽度者に加え、要介護２及び要介護３（以下、「軽度者等」という。）の方であっても、厚生労働省の定める状態像のイ（フローチャートを参照）に該当する方についてのみ例外的に福祉用具貸与の給付が認められています。

２．基本調査の確認

軽度者に対し福祉用具貸与の**例外給付を行う際には、介護支援専門員（以下、ケアマネジャーという。）又は介護予防プラン作成者が利用者の状態像及び福祉用具貸与の必要性を慎重に精査し、適切なケアマネジメントを行うことが必要**となります。軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係るフローチャートの該当する種目に対し、厚生労働大臣が定める状態像のイ（フローチャートを参照）に該当しているか、情報提供で得た認定調査（基本調査）結果を参考に確認して下さい。また、認定調査（基本調査）結果については福祉用具の貸与を必要とする期間に該当する認定有効期間のものとします。

3．主治医の医学的所見

「２．基本調査の確認」の**「厚生労働大臣が定める状態像のイ（フローチャート参照）に該当しない」場合は、ⅰ）～ⅲ）のいずれかに該当するか主治医の医学的所見に基づき判断して下さい。原因またはどのような症状が悪化するのか等、判断の根拠となる明確な情報を収集して下さい。**

※医師の医学的所見（医師の意見）によって、例外給付の状態像が見られない場合は例外給付の対象外となります。交通事故等による骨折、一時的な状態悪化に関してはⅰ）～ⅲ）に該当しないため、当該事由のみをもっての貸与は例外給付に該当しませんのでご注意下さい。

４．主治医の意見の確認方法

　「３．主治医の医学的所見」についていずれかの方法により確認したか該当する欄に☑して下さい。また、主治医の医学的所見の確認が取れた医療機関名・医師名・確認日を記入して下さい。今現在の利用者の状態から主治医の意見を確認するようにして下さい。

**主治医意見書より確認し、不十分な場合（例：主治医意見書に「特殊寝台が必要」等の記載のみ）**

**上記の例のような記載のみではどのような病名・症状によって福祉用具が必要となっているか確認出来ないため、軽度者の福祉用具貸与に係る主治医の医学的所見としては不十分とみなしますのでご注意下さい。そういった記載のみの場合は、主治医意見書以外の方法で改めて主治医の医学的所見を確認するようにして下さい。**

５．サービス担当者会議

　　ケアマネジャー等は確認した医学的所見を踏まえ、サービス担当者会議の開催等、適切なケアマネジメントを実施し、その結果、特に福祉用具貸与が必要であると判断した場合のケアプランや、サービス担当者会議の要点等に医療機関名と医師名および医学的な所見を必ず明記するようにしてください。

６．福祉用具が必要と判断した理由

　　サービス担当者会議で検討した結果、本人の状態像や病名等を記載した上で必要と判断した理由を具体的に明記お願いします。

※特殊寝台については**背上げ、膝上げ、高さ調整機能それぞれに必要な理由を明記し、そのモーターの区分等を選定した理由を明記**して下さい。

※車椅子については、**自走・介助・電動の選んだ理由も明記**して下さい。

**◎必要・添付書類について（※確認事項※）**

（１）軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る申請書

※医師からの医学的な所見をもとに、担当のケアマネジャー（又は地域包括支援センター職員）が記入。

（２）厚生労働大臣が定める状態像のイ（フローチャート参照）に該当する認定調査票（基本調査票）の写し

※申請書の認定有効期間のもので、貸与を希望する福祉用具の厚生労働大臣が定める状態像のイ（フローチャート参照）に該当する認定調査（基本調査）の結果の該当箇所の写しをお願いします。該当項目については、フローチャートにあります「厚生労働大臣が定める状態像のイに該当する基本調査の結果」をご確認下さい。

※（２）厚生労働大臣が定める状態像のイに該当する認定調査票（基本調査票）の写しに関する福祉用具貸与種目別の確認項目を添付しましたので、参考までにご確認お願いします。

（３）介護予防サービス・支援計画表又は居宅サービス計画書（第1～3表）、サービス担当者会議の記録又はサービス担当者会議の要点（第4表）の写し

**※「主治医意見聴取」の場合は、サービス担当者会議の記録又はサービス担当者会議の要点（第4表）に医療機関名・医師名・医学的所見の内容を記載する必要があります。**

（４）医学的な所見の確認書類（主治医意見書、医師の診断書等）の写し

※厚生労働大臣が定める状態像のイ（フローチャート参照）に該当する場合・主治医意見聴取のみの場合提出は不要。

担当のケアマネジャーが原則、直接持参して長寿支援課介護保険係までに提出して下さい。**要介護認定申請中(更新・区分変更中を含む)であっても、主治医の医学的所見及びサービス担当者会議での当該福祉用具の必要性が認められ、福祉用具貸与と判断した場合は貸与希望月までに暫定のケアプランを作成し、「（１）の軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る申請書**」**（記載出来る箇所までで構いません）のご提出をお願いします。**また、認定の結果が出た後に必要書類を全て揃えた上で、再度ご提出をお願いします。

**◎福祉用具貸与の例外給付の実施**

　　八千代町での確認手続きが完了しましたら、軽度者の方の福祉用具貸与についての決定通知を居宅介護（介護予防）支援事業所へ原則、郵送致します。「貸与を認める」となった場合は貸与開始手続きを進めて下さい。「貸与を認めない」となった場合は、全額自己負担となりますので事前に本人や家族へ十分説明をしておいて下さい。**福祉用具貸与算定については、確認月（受付月）の初日からとなります。また、確認月（受付月）より前に遡っての例外給付について算定は認められません。もし福祉用具を貸与した場合は、全額自己負担となりますのでご注意願います。**

**介護保険の更新や区分変更申請で新たに認定結果が出た場合（介護度が変わらない場合も含みます）引き続き福祉用具が必要な場合は、必要書類を再度提出する必要があります。**（◎提出書類については、必要書類・添付書類について※確認事項※参照）また、本人の病状等が改善し、福祉用具貸与の必要性がなくなったと判断した場合には速やかに返却するようにお願いします。